

泉南市立鳴滝小学校いじめ防止基本方針

泉南市立鳴滝小学校
令和6年4月8日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」が制定され、本市に生まれ育つすべての子どもが「生まれてきてよかった」と心から思えるそんな「子どもにやさしいまち」の実現をめざしている。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識と行動を育成することになる。

そのためには、従来より人権教育を教育活動の全てにおいて取り組んできたが、今後もより一層生命や人権を大切にする精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、子どもを一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、子どもの人格のすこやかな発達を支援するという子ども観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では全ての教育活動を通して、自分の大切さと共に他者の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、取り組みを進めている。ここでいう自分の大切さとは、自分の課題も含めて、まるごと認める大切さであり、同時に他者についても、その課題も含めてまるごと認める大切さである。そして、そのことは世の中にある多様な生き方・あり方を認める大切さにもつながっていくものでなければならない。

いじめ防止にあたっては、日頃から、多様な生き方・あり方を認めながら、他者とつながって生きる人間関係づくり・集団づくりを進めることが重要であり、そこで学んだことが日常の様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう、たとえ意見が異なる相手であっても、その考えを認めながら、自分の思いや考えを表現する能力を育成することが必要である。そのために、世の中にある多数派の意見を「普通」「あたりまえ」「正しい」ということで押しつけられ、しんどい思いをしている子どもがいないか常に留意し、多様な生き方・あり方を知らせることで、全ての子どもがよりよい社会（学校・学級）をつくる主体として判断・選択できるよう、その環境を整える必要がある。

以上のことをふまえ、本校では、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」と捉え、泉南市立学校の役割として位置づけられた「泉南市子どもの権利に関する条例第3条～市および市民等の役割～子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、子どもの権利が擁護されるように努力します」の主旨に則り、ここに『鳴滝小学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、子ども等に対して、当該の子ども等が在籍する学校に在籍している等、当該の子ども等と一定の人的関係にある他の子ども等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子ども等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

※「自分より弱い者」「一方的に」「継続的に」「深刻な」「攻撃（ダメージ）」「集団対個人」等の言語が定義にはないことを確認しておく

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長，教頭，養護教諭，生徒指導担当，人権教育担当，学力向上担当，
（必要に応じて…担任，支援教育担当，専科教職員，その他）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取り組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、事例発生時や各学期の終わりなど年数回程度、検討会議を開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

5 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

学期	月	低学年 1年・2年	中学年 3年・4年	高学年 5年・6年	学校全体 及び教職員に関すること
一学期	4月	○学級・学年開き(各学年) ○保護者への相談窓口 周知 ○子どもへの相談窓口 周知 ○家庭訪問で把握された 子どもの状況の集約	○学級・学年開き(各学年) ○保護者への相談窓口 周知 ○子どもへの相談窓口 周知 ○家庭訪問で把握された 子どもの状況の集約	○学級・学年開き(各学年) ○保護者への相談窓口 周知 ○子どもへの相談窓口 周知 ○家庭訪問で把握された 子どもの状況の集約	○第1回 いじめ防止対策委員 会(方針並びに年間計画の確 認、実態の共有) ○「学校いじめ防止基本方針」のブ ログHP更新 ○PTA総会等で「学校いじめ防 止基本方針」の趣旨説明
	5月	○人権推進計画への人間 関係づくりスキル教材 の位置づけ ○学級懇談での実態把握	○人権推進計画への人 間関係づくりスキル 教材の位置づけ ○学級懇談での実態把握	○人権推進計画への人 間関係づくりスキル 教材の位置づけ ○学級懇談での実態把握	○校内研究授業(学びあいの授業 づくりの推進)
	6月	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会 ○修学旅行(6年・コミュ ニケーション能力の育成)	○校内研究授業(キャリア教育の 推進)
	7月	○個人懇談での実態把 握	○個人懇談での実態把 握	○個人懇談での実態把 握	○第2回委員会(進捗確認)
夏休み		○1学期集団づくりの 取り組み総括	○1学期集団づくりの 取り組み総括	○1学期集団づくりの 取り組み総括 ○臨海学校(5年・コミュ ニケーション能力の育成)	○校内研修
二学期	9月	夏休み中の子どもの生活実態の把握			○上半期のいじめ状況調査 ○第3回委員会(状況報告と取り 組みの検証)
		○運動会	○運動会	○運動会	
	10月	○学級懇談での実態把 握	○学級懇談での実態把 握	○学級懇談での実態把 握	○校内研究授業(わかる授業づ くりの推進)
	11月	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○アンケート実施 ○キャリア教育発表会	○校内研究授業(キャリア教育の 推進)
	12月	○個人懇談での実態把 握	○個人懇談での実態把 握	○個人懇談での実態把 握	
冬休み					
三学期	1月			○非行防止教室	
	2月	○アンケート実施 ○学級懇談での実態把 握	○アンケート実施 ○学級懇談での実態把 握	○アンケート実施 ○学級懇談での実態把 握	○第4回委員会(年間の取り組み の検証)
	3月	○集団づくりの取り組 みの総括	○集団づくりの取り組 みの総括	○集団づくりの取り組 みの総括	
春休み		春休み中の子どもの生活実態の把握			

第2章 いじめ防止

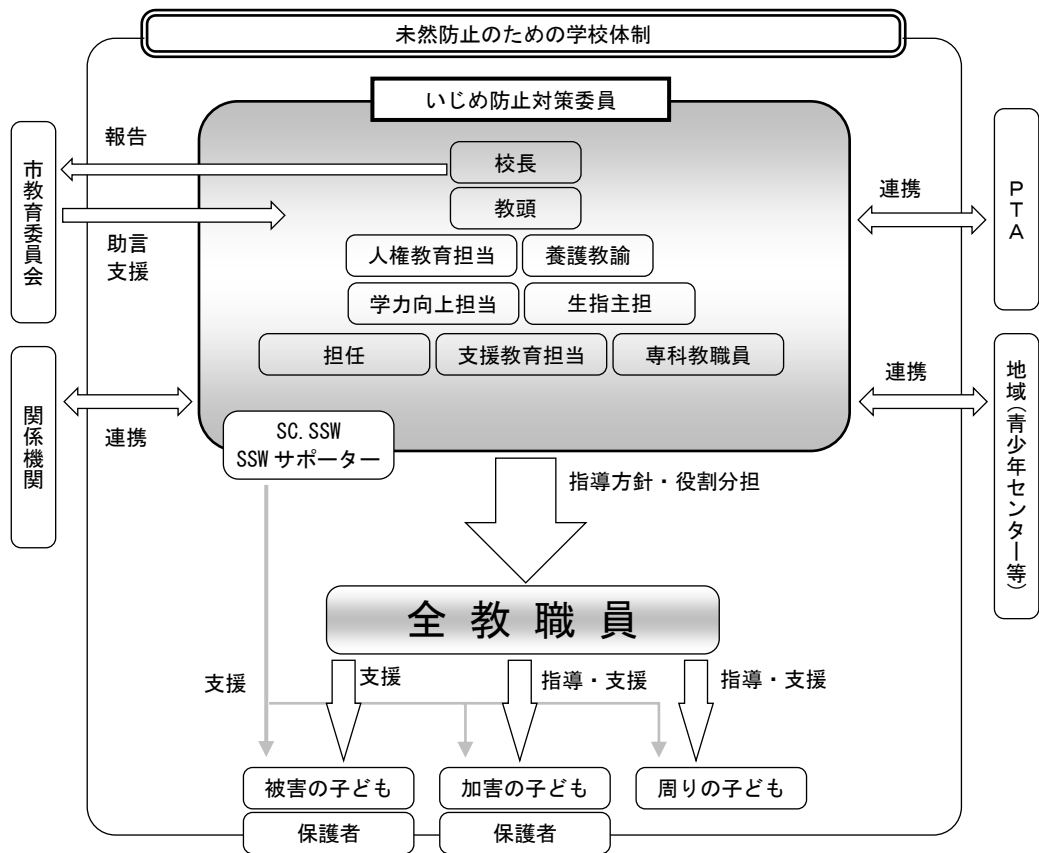
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そうした取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、全教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは「子どもの人格と権利を侵害する行為」という認識のもと、人権部会とも連携して取り組みを行っていく。また、今まで生徒指導部会を中心に行っていた未然防止に向けた取り組みも、「いじめ防止対策委員会」でのチェックや検討をもとに連携して取り組みを行っていく。

「いじめ防止対策委員会」での年間計画や校内研修の実施計画をもとに、人権部会、学力向上部会、生徒指導部会のそれぞれの分野で取り組みや活動を行う。実施した活動は「いじめ防止対策委員会」にて実施方法や活動内容を報告し、「いじめ防止対策委員会」で課題を共有し、今後の取り組みや活動について企画立案し、それを人権部会、学力向上部会、生徒指導部会のそれぞれの分野で実行していく。



全ての子どもが、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、いじめは「子どもの人格と権利を侵害する行為」という考えのもとで、全ての教育活動を行う。いじめの未然防止に向けて、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、道徳や特別活動等を通じて、人間関係づくり・集団づくりに取り組んでいく。また、いじめを「子どもの人格と権利を侵害する行為」であるということ、教職員だけでなく子ども・保護者参加・参画のもと考えることが大切であり、学校と家庭・地域とのより一層の連携を図っていく。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的事案を通しての対応方法やその際の留意点等についての校内研修を行う。子どもに対しては、全ての取り組みにおいて子ども自身が日常的に集団や人間関係のあり方はもちろん、自らの権利について考える環境を整備することで、「いじめは人格と権利を侵害する行為である」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、「くらしでつながる集団づくり」を進め、家庭や学校でのくらしのなかの事実を表現することを通して、自分の思いを伝えていくこと、相手の思いを受けて自分との相違も含めて自分を軸にふり返り、相手に返していくことを大切にする。このような他者とつながる取り組みを通して、表現する心地よさを知ることによって「表現しようとする意欲」をつくり、表現する技能を含めた、他者とコミュニケーションを図る能力を育てていく。

他者とコミュニケーションを図る能力として特に以下の4点に重点をおく。

- ① 自他の違いを認め、尊重する意識、多様性に対する肯定的態度
- ② 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ③ 適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能
- ④ 対立的問題に対しても、双方にとってプラスとなる解決法を見出すことのできるような建設的な問題解決技能

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、学校教育全般に置いて、子どもの様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善して行くことが涵養である。

○ 子ども一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。また生徒指導部会を中心に、子ども自らが学級・学校づくりに参加・参画するための学級活動、児童会活動をはじめとする自主活動の創造について検討し、実践する。

○ ストレスに適切に対処できる力を育むために、人権部会で検討される人権教育推進計画に、人権教育でつけたい技能としてストレスの対処に関するスキル育成を位置づけ実践する。とりわけ、そのなかで「相談する力」をつけたい力の一つとして位置づける。

○ いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭、人権教育担当、生徒指導担当、学力向上担当等が教職員の日常の教育活動について、連携、協力する。また、教職員同士が日常的に授業等を互いに観察し、意見交流ができる機会をつくる。さらに教職員が常に子どものくらしの背景を考慮に入れた言動ができるよう共通理解を図る校内研究・研修会を実施していく。

○ 発達障がいを含む、障がいのある子ども、支援を要する子どもに係る子どもに対するいじめについては、教職員が個々の子どもの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該の子どもの特徴や特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○ 外国にルーツのある子どもは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、子どもや保護者等の実態をより深く把握するとともに、必要な支援を行う。

○ 性的指向・性自認に係る子どもに対するいじめを防止するため、性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

上記の子どもを含め、学校として特に支援が必要な子どもについては、日常的に当該の子どもの実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、まわりの子どもたちに対する必要な取り組みを組織的に行う。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業で子ども一人ひとりが活躍できるような場をつくる等、日々の授業での活動を考え、実践していく。さらにキャリア教育や学校行事、児童会活動、学級活動等の取り組みにおいても、自己有用感や自己肯定感を育むことを念頭に、学校内や地域での活動や他校園所との交流等を取り入れていく。
- (5) 子どもが自らいじめについて学び、取り組む方法として、子ども自身が学級・学校での集団や人間関係のあり方を日々考え、日常的に学級・学校づくりに参加・参画するシステムを構築する。その上で、いじめを「人格と権利を侵害する行為」と捉え、人権教育を通じて「子どもの権利」についての学習を行う。子どもたち自身がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、人権教育、道德教育に関する研究を推進するとともに、地域の実態に応じた教材や外部講師の活用を推進する。さらに、いじめアンケートの実施から、児童会活動や学級会活動等を通して、子どもの権利の一つとしていじめ問題を考える活動が主体的に生まれるよう、環境を整備する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあって子どもがいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある子どもが、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

いじめは大人の気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽く扱うことなく、いじめを積極的に認知する。

日ごろから子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に子どもたちの情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、特定の子どもたちのグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの子どもたちも教職員も見逃しやすかったりするので注意深く観察する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 定期的なアンケート調査（年3回）やその後の気になる子どもとの教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。アンケートについては担任を通して、いじめ対策委員会で検証し5年間保存する。日常の観察として、全教職員が日頃から休み時間等に子どもの活動に積極的に加わったり、声かけをするなど、子どもたちが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。子どもの相談に対して、過小評価せず、真摯に受けとめる。

- (2) 保護者と連携して子どもを見守るため、家庭との連携を密にし、少しでも子どもの様子に変化があれば連絡することで子どもを見守り、健やかな成長を支援する。場合によっては、地域との連携も促進する。
- (3) 子ども及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、子どもや保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た、子どもの個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (6) 定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談や、日記や生活ノート等を活用して、子どもの様子や交友関係、悩みなどを把握し、個人面談や家庭訪問の機会も活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する機会を持つ。

第4章 いじめに対する対応

基本的にな考え

○事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う。

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた（あるいは受けた可能性のある）子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先します。そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるような関係者間の連絡体制等を整えておきます。その上で、いじめたとされる子どもに対して事実関係の確認を行います。

学校では、大阪府の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」なども参考に、市教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

具体的な動き

○いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子どもや保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、重要事案として対応する。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年主任等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係した子どもたちから事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめ認知の有無にかかわらず、すべて記録に残して、保存する。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は、教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○いじめられた子ども又はその保護者への支援

- (1) いじめた子どもの別室指導や出席停止などにより、いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（家族、教職員、親しい友人、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーサポーターの協力を得て対応を行う。

○いじめた子どもへの指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる子どもからの聞き取りにあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聞き取った後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた子どもへの指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景も把握し、当該の子どもへの安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、全教職員が連携し、必要に応じて専門機関等の協力を得て、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた子どもたちに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の子どもたちは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを子どもたちに徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。すべての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって子ども一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもたちが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもたちへの対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーサポーター等とも連携する。

様々な学校行事は、子どもたちが、人間関係づくりを学ぶよい機会ととらえ、子どもたちが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

○ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係する子どもたちからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった子どもの意向を尊重するとともに、当該の子ども・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、デジタルシティズンシップ教育を進めるため、人権教育推進計画に位置付け、「情報の受け手」、「情報の発信者」として必要な知識・態度・スキルを学習する機会を設ける。

☆重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告する。その後、市教育委員会が調査を行う主体や調査組織を判断する。学校が主体となって調査を行う場合は、市・市教育委員会の指導・支援のもと、対応にあたる。市・市教育委員会が調査主体となる場合も、事前に学校が調査した上で、市・市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

【重大事態とは】

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・子どもが自殺を企画した場合 ・身体に重大な傷害が生じた疑いがある場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
相当の期間については、不登校の定義をふまえ年間 30 日を目安とするが、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、調査に着手する

※子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

○いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害の子どもの様子を含め状況を把握し続け、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を把握する。

(2) 被害の子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害にあった子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害にあった子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害にあった子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害にあった子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害及び加害の子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

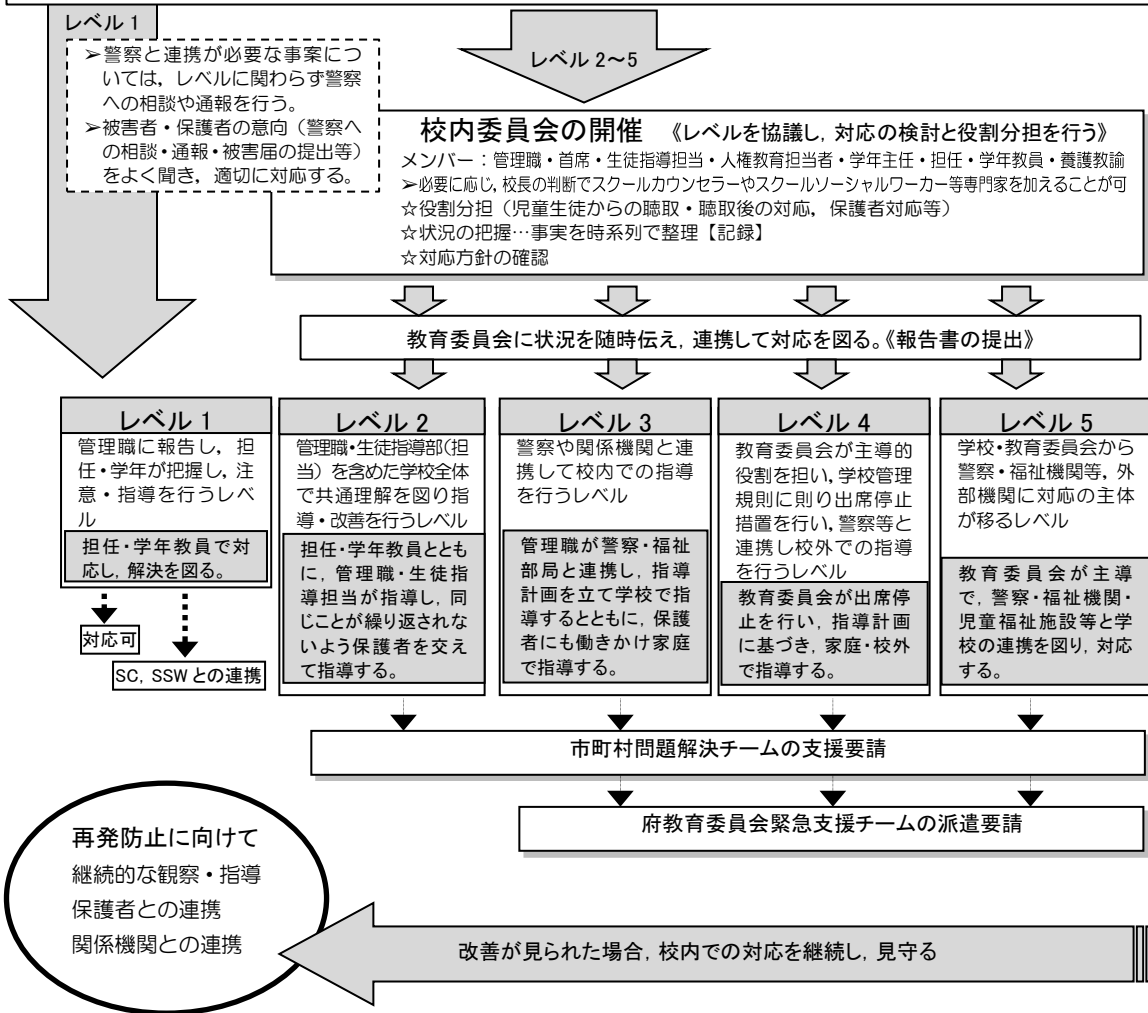
【参考資料】

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料参考

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教職員の保護にもつながるものである。
 - ① 加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ② 問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③ 教職員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④ レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベル1 (□いじめ, ◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい, 乱暴な振る舞い等)
- ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる
- ◇学校施設の無許可使用等 ※同様の行為を2回繰り返す場合, レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後, 体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の児童を, 担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中, 彫刻刀の使用について指導していた担任に対して, 6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ, 担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職へ報告を行い, 放課後, 担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベル2 (□いじめ, ◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口, 暴言 □攻撃的な言動や行動(ぶつかる・叩く・蹴る等)
- ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害 ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
- ※いじめについては, 加害者と被害者の関係性, 頻度, 周囲への影響等の要素を総合的に見て, レベルを判断する ※その他, 教育的見地からレベル2として指導するのが適切と判断される場合

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず, 2名の児童が廊下でボールを蹴り, 遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ, 2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後, 管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該児童2名を指導した。
- ・管理職・教職員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベル3 (□いじめ, ◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為(集団による誹謗中傷等, 態様が悪質で被害が大きいもの)
- 脅迫・強要行為(態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
- 暴力(蹴る・叩く・足をかける等でレベル4の暴力にあたらないもの)
- ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊
- ◇バイクの無免許運転等
- ※その他, 教育的見地から, レベル3として指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を繰り返す場合は, レベルⅣの対応を行う場合がある

【事例Ⅲ－①】児童間での暴力行為を行った児童を指導した。その際, 指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり, 制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中, 集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり, 器物破損を続けたりする児童たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え, 生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教職員に対して暴言を吐いたり, 暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り, 当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し, 保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し, 学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教職員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベル4 (□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める, 屈辱的な行為をさせる等, 大きな被害を及ぼすような行為のうち, レベル5に至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他, 教育的見地から, レベル4として対処するのが適切と判断される場合

※被害児童の状況を考慮し, 被害児童の保護・加害児童への教育的指導という見地から必要があると判断した場合, 出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は, レベル5の対応を行うこととする。

【事例Ⅳ-①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ, 暴れだした。数名の教職員が制止したがおさまらず, 担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ-②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の児童が, 校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り, 振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り, 継続して指導を行ったが改善が見られないため, 教育委員会が出席停止を命じ, 警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て, 校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して, 対応の指示を行った。

レベル5 (□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火, 強制わいせつ, 強盗 等

※その他, 教育的見地から, レベル5として対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該児童は授業妨害・児童間での暴力行為を繰り返し, 再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し, 教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った児童は, 教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ, 当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し, 教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し, 児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに, 加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ, 改善に結びつけていくために, 下記の例を参考に, 事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭

◇生徒指導主事(生徒指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取り組み等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・児童会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

- ◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

- ◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭(管理職・警察OB等)

- ◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

- ◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談，立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察，福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに，外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し，カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する

短期，中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て，取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は，速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

府教育委員会のサポート体制（日常・緊急）

1) 学校への直接的なサポート

○スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは，心理検査や心理療法によって，本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家である。子どもや保護者の心理的な葛藤をときほぐすために，カウンセリングにより問題解決を図る。

2) 市町村教育委員会へのサポート

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは，子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて，学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である。子どもが置かれた背景や状況に焦点をあて，福祉関係機関等と連携・調整を進めながら，子どもを取り巻く環境の改善を図る。また，家庭や福祉関係機関とのネットワークを活用し，教職員と協働体制をとって課題の解決にあたる。

○スクールロイヤー（SL）

スクールロイヤーは，いじめや暴力行為等の事案への早期対応，早期解決を図るため，関係機関と連携した支援や再発防止等について，司法の観点を踏まえた対応について，市町村教育委員会及び学校への助言を行う。

3) 緊急時の市町村教育委員会・学校へのサポート

○緊急支援チーム

緊急支援チームは、いじめや不登校、児童虐待や暴力行為等、学校・市町村教育委員会だけでは解決が困難な事案や児童生徒の命にかかわる緊急かつ重篤な事案に対し、心のケアや二次被害の防止、指導体制の再構築による生徒指導上の課題の克服等について、市町村教育委員会・関係機関と連携し専門的な立場を生かした支援を行う。

〈構成メンバーと役割〉

- 府教委指導主事…学校や市町村教育委員会の対応全般に関わる支援や助言を行う。
- 臨床心理士…児童生徒の心理面や悩みに関する相談、環境整備等の支援を行う。
- 社会福祉士…福祉関係機関との連携や児童生徒及び家庭への支援を行う。
- 弁護士…法的な観点から児童生徒及び保護者への対応に関する助言を行う。
- 精神科医…児童生徒に医療的な支援・対応や介入等が必要な場合の相談・助言を行う。

〈緊急支援チーム派遣のイメージ〉

